

原議保存期間	5年(令和9年3月31日まで)
有効期間	一種(令和9年3月31日まで)

警視庁生活安全部長
各道府県警察本部長 殿
各管区警察局広域調整担当部長
(参考送付先)

警察庁丁少発第367号
令和4年3月31日
警察庁生活安全局少年課長

警察大学校生活安全教養部長
科学警察研究所総務課長
各管区警察学校教務部長

被害少年に対する継続的支援の実施について（通達）

少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第36条第2項に規定する継続的な支援（以下「継続的支援」という。）については、「少年警察活動推進上の留意事項について（依命通達）」（平成19年10月31日付け警察庁乙生発第7号）及び「被害少年の状況に応じた適切な保護活動の推進について（通達）」（平成31年3月27日付け警察庁丙少発第21号）等に基づき、各都道府県警察の実情に応じた活動が推進されているところであるが、今般、少年法等の一部を改正する法律（令和3年法律第47号）並びに犯罪捜査規範及び少年警察活動規則の一部を改正する規則（令和4年国家公安委員会規則第1号）の制定に伴い、新たに「少年警察活動推進上の留意事項について（依命通達）」（令和4年3月31日付け警察庁乙生発第10号）が定められたことを踏まえて、令和4年4月1日から下記の実施要領等に基づき継続的な支援を実施することとしたので、各都道府県警察においては、組織的かつ効果的な活動の実施に努められたい。

本通達に関しては、長官官房教養厚生課、刑事局刑事企画課及び交通局交通指導課とも協議済である。

なお、「被害少年に対する継続的支援の実施について（通達）」（平成31年3月27日付け警察庁丁少発第192号）は、本通達の実施をもって廃止する。

記

1 被害少年の報告

警察署等（警察署並びに警視庁、道府県警察本部並びに方面本部の犯罪被害者等支援担当課、捜査担当課、交通捜査担当課及び少年サポートセンターをいう。以下同じ。）の長（以下「警察署長等」という。）は、次の被害少年を認知した場合には、警察本部少年担当課の長（以下「警察本部少年担当課長」という。）に速やかに報告するものとする。ただし、初期段階の必要な支援として措置された場合（措置する方針で対応している場合を含む。）及び犯罪被害者等支援部門が主体的に支援を行う場合には、報告を要しないものとする。

- (1) 「被害者連絡実施要領の改正について」（平成29年7月12日付け警察庁丙刑企発第49号ほか）において規定されている身体犯又は重大な交通事故事件及び警察本部長又は警察署長が必要と認める事件（以下「連絡対象事件」という。）の被害少年
- (2) 規則第37条に基づく福祉犯の被害少年
- (3) 上記連絡対象事件・福祉犯以外の犯罪被害のほか、犯罪行為には当たらない児童虐待や学校におけるいじめ等少年の健全な育成を阻害する行為により被害を受けた少年

2 対象少年の指定等

- (1) 警察本部少年担当課長は、規則第2条第8号に掲げる少年について、継続的支援が特に必要と認められる少年を本通達の支援対象少年（以下「対象少年」という。）として指定するものとする。

対象少年の指定に当たり、警察署長等から報告のあった被害少年については、被害の内容、精神的打撃の程度、年齢、生活、家族の状況等のほか、警察の支援を受ける意思及び保護者の同意（当該少年が特定少年（規則第2条第2号に掲げる特定少年をいう。）である場合は、本人の同意。以下同じ。）等について、継続的支援の必要性を判断するため、調査を行う必要があることから、当該被害少年及びその保護者（加害者が保護者である場合には、当該保護者以外の被害少年を現に監護する者）に対し、必要に応じ、少年サポートセンターの実施担当者による面接又は電話により、調査を実施しておくものとする。

なお、面接による調査を行う場合には、少年サポートセンターの実施担当者のほか、必要に応じ、被害少年の報告を行った警察署等の事件担当捜査員、少年相談対応者等を同席させるなど、被害少年の不安を解消させるよう努めるものとする。

- (2) 警察本部少年担当課長は、被害少年の報告を行った警察署長等に対し、対象少年としての指定の有無について遅滞なく連絡するものとする。

3 継続的支援の実施要領

- (1) 継続的支援は、原則として、対象少年の指定に係る警察本部少年担当課の少年サポートセンターにおいて、警察本部少年担当課長の管理の下に行うものとする。

なお、離島及び遠隔地に居住する対象少年については、警察本部少年担当課長の管理の下、管轄警察署の少年補導職員等が少年サポートセンターと連携しながら必要な措置を執るものとする。

- (2) 警察本部少年担当課長は、個々の対象少年に係る継続的支援について、対象少年の被害状況等を総合的に勘案するとともに、次の事項に配意し、その開始及び終了の時期、実施計画、実施担当者その他必要な事項を定めるものとする。この場合において、警察本部少年担当課長は、必要に応じ、被害少年カウンセリングアドバイザーその他の部外専門家の意見を聴くものとする。

ア 連絡対象事件の対象少年については、被害の形態等によっては、精神的被害の回復・軽減に向けて、中長期的にわたり、対象少年に寄り添ったきめ細やかで充実した支援が必要となることを踏まえ、対象少年の状況に応じ、犯罪被害者等支援部門と連携した組織的かつ効果的な活動に配慮するとともに、対象少年の意向を把握し、その保護者の同意を得た上で、被害直後の早い段階から関係機関又は犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体への紹介にも留意するものとする。

イ 福祉犯被害に係る対象少年に対しては、規則第8条第2項に掲げる継続補導対象の少年又は「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動の実施要領等について（通達）」（令和4年3月29日付け警察庁丁少発第320号）により選定する連絡対象少年と重複する場合があることにも配慮しつつ、対象少年が再び被害に遭うことを防止する必要があるため、保護者や学校関係者等と協力するなどして、個々の対象少年の特性に応じた支援に努めるものとする。

ウ 上記連絡対象事件・福祉犯以外の犯罪、犯罪行為には当たらない児童虐待や学校におけるいじめ等の被害を受けた対象少年については、事案の形態や対象少年の特性等により支援の在り方が異なることから、個々の事案に応じて児童相談所、学校、市区町村等と緊密に連携を図るとともに、必要に応じ、専門的かつ中長期的な支援を行う適切な機関・支援団体への紹介にも留意するものとする。

(3) 警察署長は、少年サポートセンターによる継続的支援の実施に当たり、必要に応じて、カウンセリングや環境調整等の場所の確保、地域のボランティアへの連絡・調整等の対応について配慮するものとする。

(4) 継続的支援の実施担当者は、原則、少年サポートセンターの少年補導職員等被害少年の支援を担当する職員のうちから、個々の対象少年ごとに適任者を選任するものとする。

また、実施担当者については、警察本部少年担当課長が作成する名簿等の中から適任と認めた者を選任するものとする。

なお、担当者の選任に当たっては、対象少年の特性に配慮するとともに、対象少年が女子の場合には、必ず女性警察職員を充てるよう留意するものとする。この場合において、補助者を男性警察職員から選任する場合には、必要性を十分に審査し、生活安全部長までの了承を得るものとする。

(5) 実施担当者は、継続的支援に係るカウンセリングの事前検討結果、実施結果、支援活動の実施状況等を警察本部少年担当課長に報告するとともに、少年事案処理簿等の様式により記録化するものとする。

なお、警察本部少年担当課長は、被害少年の報告を行った警察署長等に対し、指定した当該対象少年の支援状況等について速やかに共有を図るものとする。

4 継続的支援の実施に関する配意事項

(1) 信頼関係の構築

実施担当者は、対象少年やその保護者等のニーズを把握するとともに、対象少年の立場に立って考え、行動することにより、対象少年等との信頼関係を築くよう努めること。

(2) 面接上の配慮

面接に当たっては、少年が心身ともに成長期にあつて環境の影響を受けやすいこと等の少年の心理その他の特性を十分認識するとともに、よき理解者として「聴く耳」を提供することを基本とし、被害少年の話をまずはそのまま受け止めるよう努めること。

また、継続的支援は、参考人としての事情聴取その他の犯罪捜査等に係る措置とはその目的や少年に接する際の留意事項等が異なることに留意すること。

(3) 個別事情への配慮

対象少年に係る犯罪被害等の態様は様々であることを認識した上で、個々の対象少年の被害状況、性格、周囲の環境等を深く洞察し、その個別の事情に応じた継続的支援を実施すること。

(4) 実施担当者への組織的支援

警察本部少年担当課長は、継続的支援が短期的に成果を得ることが困難で、かつ、専門的な知識・技能を必要とする活動であることなどから、実施担当者に相当の精神的な負担があること等に留意し、実施担当者の活動を組織として支援すること。

(5) 関係機関・団体との連携

継続的支援に当たっては、対象少年に応じ、保護者の同意を得た上で、学校その他の関係機関と緊密に連携するとともに、平素から、児童相談所、少年鑑別所、カウンセリング専門機関、医療機関等との更なるネットワークの構築に努め、専門家の知識・技能を結集した継続的支援を行うことができるよう配慮すること。

また、発達障害の認められる特別な支援が必要な対象少年に対する継続的支援を行う場合には、発達障害者支援法（平成16年法律第167号）に基づき、発達障害者支援センター等関係機関・団体との有機的連携の下に必要な協力体制の整備を図るとともに、保護者の同意を得た上で、関係機関等への紹介を行うなど、対象少年の状況に応じた適切な支援を行うこと。

(6) 教養等の拡充

警察本部少年担当課長は、継続的支援に関わる警察職員の専門的な知識・技能の向上を図るため、学校教養、職場教養及び研修会の計画的な実施に努めるとともに、専門性を有するカウンセリングに必要な資格取得に向け、部外の研修会、認定試験等への参加促進等にも配慮すること。

5 被害少年カウンセリングアドバイザーの委嘱等

(1) 継続的支援を行う場合に、臨床心理学、精神医学等の専門家の助言を必要の都

度受けられるようにするため、警視總監又は道府県警察本部長（方面本部長を含む。以下「警察本部長」という。）等は、次の要件を満たす者のうち、適任と認められる者を、あらかじめ、被害少年カウンセリングアドバイザーとして委嘱しておくものとする。

ア 大学の研究者、精神科医、公認心理師、カウンセラー等の職にある者で、臨床心理学、精神医学、カウンセリング等の継続的支援に必要な専門的知識を有すること。

イ 被害少年保護活動に理解を有し、かつ、人格及び行動について社会的信望を有すること。

ウ 原則として、当該都道府県に居住地又は勤務地を有すること。

(2) 被害少年カウンセリングアドバイザーは、継続的支援のうち、次の活動について、警察本部少年担当課長又は実施担当者等の求めに応じ、必要な助言を行うものとする。

ア カウンセリングの実施

イ 心理テストの実施

ウ 専門機関への引継ぎ

エ その他の活動のうち、特に専門的知識を要するもの

(3) 被害少年カウンセリングアドバイザーに助言を求めるに当たっては、過度の負担を強いることのないよう配慮するとともに、継続的支援に関して知り得た秘密を他人に漏らすことがないように、委嘱時、助言依頼時等に文書等で確認を徹底するものとする。

(4) 被害少年カウンセリングアドバイザーの任期、解嘱その他被害少年カウンセリングアドバイザーの運用に関し必要な事項は、警察本部長等が定めるものとする。

6 被害少年サポーター等のボランティアとの連携

(1) 継続的支援は、地域のボランティアと連携することにより、より効果的な活動となる場合も多いことから、協力を得られるボランティアの中から次の要件を満たす者を警察本部長等が警察署長又は警察本部少年担当課長の推薦に基づき被害少年サポーターとして委嘱するなどして、対象少年の状況に応じてボランティアと連携した活動を実施できる体制を構築するものとする。

特に、SNS等インターネットの利用に起因する少年の性被害が顕在化していること等に鑑み、インターネット等に精通し、かつ、対象少年の心情や行動を理解しやすい大学生ボランティアを委嘱するなど、対象少年の視点に立った効果的な活動にも配慮するものとする。

ア 原則として、当該都道府県内に居住地を有すること。

イ 少年の健全育成に深い関心を持ち、任務の遂行に熱意を有すること。

ウ 被害少年保護活動に対する理解と被害少年の心情を受け止めることができる幅広い人間性を有し、かつ、人格及び行動について模範的であること。

- (2) 警察本部少年担当課長は、継続的支援の実施に当たり、被害少年サポーター等のボランティアの協力が必要と認めるときは、個々の対象少年ごとに適任と認められる被害少年サポーター等を選任し、協力を依頼するものとする。

警察本部少年担当課長は、選任に当たり、当該対象少年に係る実施担当者の意見を尊重するとともに、当該対象少年の被害状況等を踏まえ、被害少年サポーター等の年齢、性別、職業、ボランティア経験等を勘案するものとする。

また、対象少年からの個別相談又は対象少年への家庭訪問を行う必要がある場合には、当該対象少年の特性を踏まえつつ、実施担当者を含む2人以上の複数で対応するものとする。

なお、当該対象少年が女子の場合には、必ず女性の被害少年サポーター等を充てるよう留意するものとする。

- (3) 警察本部長等は、被害少年サポーター等が被害少年保護活動の目的や被害少年の特性等について理解を深め、継続的支援の具体的な方法等に関する知識・技能等の向上が図られるよう、研修の充実を図るものとする。

- (4) 被害少年サポーター等の運用に際しては、次の事項に留意すること。

ア 被害少年サポーター等は、民間の少年警察ボランティアであり、特段の権限を付与されるものでもないことから、個々の活動は、必ず実施担当者による指導又は助言の下に行うものとし、実施担当者は被害少年サポーター等に対し、対象少年と接する際の具体的留意事項等について十分な指導を行うこと。

イ 被害少年サポーター等に対する協力依頼を行う場合は、あらかじめ対象少年及びその保護者に対し、被害少年サポーター等の任務、制度の趣旨等を説明してそれぞれの同意を得ること。

ウ 被害少年サポーター等がその活動を通じて知り得た秘密を他人に漏らすことがないように、委嘱時、協力依頼時等に文書等で確認の徹底を図ること。

- (5) 警察本部長等は、被害少年サポーター等に係る運用要領を策定するなど、被害少年サポーター等の適切な管理に努めること。